

2 民間給与との較差等に基づく給与改定

◎職種別民間給与実態調査

企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の府内民間事業所から 727 事業所を抽出。

月例給については、公務の行政職給料表適用職員と類似する職務に従事する民間の事務・技術関係従業員 33,762 人の本年 4 月分給与月額等を調査。特別給（ボーナス）については、民間事業所における昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給状況を調査。

◎職員給与と民間給与との比較

月例給については職員と民間従業員の本年 4 月分給与をラスパイレ方式（5 ページ参照）で比較。

職員給与が民間給与を 1,075 円（0.28%）上回ることが明らかになった。

特別給（ボーナス）については、民間における特別給の合計額が月例給の 4.32 月分にあたるということが明らかになった。

◆月例給

（較差内）～較差▲1,075 円(▲0.28%)解消のため給料月額等を引下げ～

◎給料月額【▲767 円(▲0.20%)】

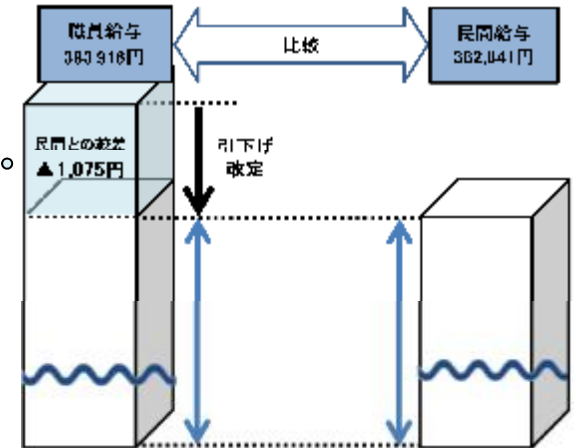
行政職給料表について、概ね▲0.3%を基本とした引下げ。ただし、初任給は国や他府県との均衡を考慮して、引き下げない。（20 代前半も引下げなし。20 代後半は 0.1～0.2%引下げ）

◎扶養手当【▲200 円(▲0.05%)】

扶養手当額の改正に伴い、現行、国を上回る部分を国と同額とすることにより生じる分。

◎はね返り【▲108 円(▲0.03%)】

給料等の一定割合で定められている手当額等の減少分（地域手当など）。



◆特別給（ボーナス） ～ 現行 4.20 月分から 0.1 月分引き上げ年間 4.30 月分とする ～ ※（職員＝年間 4.20 月分、民間＝同 4.32 月分）

支給月数の内訳

	6 月期			12 月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	1.225	0.800	2.025	1.375	0.800	2.175	2.600	1.600	4.200
勧告後	1.225	0.850	2.075	1.375	0.850	2.225	2.600	1.700	4.300

引き上げる 0.1 月分は、民間の支給状況を踏まえ勤勉手当に配分。